

令和5年度秋田県介護ロボット導入支援事業費補助金 申請前計画募集のご案内

秋田県健康福祉部長寿社会課

秋田県では、介護従事者の負担軽減や業務の効率化・生産性向上による職場定着を図ることを目的に、介護ロボット等の導入に要する経費について一部助成いたします。

【事業内容】

1 対象事業者

秋田県内で介護サービス事業所を運営する者

2 補助額等

(1) 補助率 1／2 又は 3／4

(2) 基準額 別紙のとおり

(3) 補助額 ① 導入経費の実支出額に補助率 1／2 又は 3／4 を乗じて得た額
② 別紙にある各区分・項目ごとの基準額
③ ①②を比較していずれか少ない方の額
(千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額)

(4) 補助対象から除くもの

- ① 交付決定前に購入の契約を締結したもの
- ② インターネット回線使用料等の通信費
- ③ 機器のメンテナンスに要する費用
- ④ 他の補助金を受けている機器等の費用
- ⑤ 振込手数料
- ⑥ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

(5) 限度額 1 事業所当たり 300 万円

見守り機器導入に伴う通信環境整備については 750 万円

(6) 介護ロボット等導入計画との関係

介護ロボットについては、原則 1 計画当たり 1 回の補助とします。

見守り機器導入に伴う通信環境整備については、1 事業所 1 回の補助とします。(※)

※過去に補助を受けた事業所は、申請をすることができません。

(7) 対象機器等

ア 介護ロボット機器

- ① 移乗介護、② 移動支援、③ 排泄支援、④ 見守り・コミュニケーション、⑤ 入浴支援、
⑥ 介護業務支援 の分野で介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット
(URL：<http://robotcare.jp/> 介護ロボットポータルサイト ロボット一覧参照)

イ 見守り機器導入に伴う通信環境整備

※詳細は「秋田県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

3 手続きの流れ 別紙のとおり

【申請前計画募集に係る書類の提出期限】

令和5年7月31日(月)まで

※郵送の場合は、7月31日の消印まで有効とします。

【申請前計画募集に係る提出書類及び提出方法】

1 提出書類

- (1) 令和5年度秋田県介護ロボット導入支援事業申請前計画書
- (2) 対象機器等に係るカタログ等
- (3) 対象機器等が通信環境整備の場合は、図面等
- (4) 対象機器等に係る見積書の写し

2 提出方法

書類1部を郵送又は持参してください。

※提出書類については、各法人ごとに取りまとめてのご提出をお願いします。

【お申込み先】

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 (※)

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材対策チーム

(電 話) 018-860-1364

(E-mail) choju-kaigo@mail2.pref.akita.jp

※郵送の際は、封筒の余白に「介護ロボット補助金」とご記載ください。

別表 1

1 区分	2 項目	3 基準額（1 機器当たり）
介護ロボット機器	移乗介護	100 万円
	入浴支援	
	移動支援	
	排泄支援	30 万円
	見守り・コミュニケーション支援	
	介護業務支援	

別表 2

1 区分	2 基準額（1 事業所当たり）
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	750 万円

別表 3

1 区分	2 補助率
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 ・ 少なくとも①見守りセンサー、②インカム・スマートフォン等の ICT 機器、③介護ソフトの 3 点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	3 / 4
ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2

別表 4

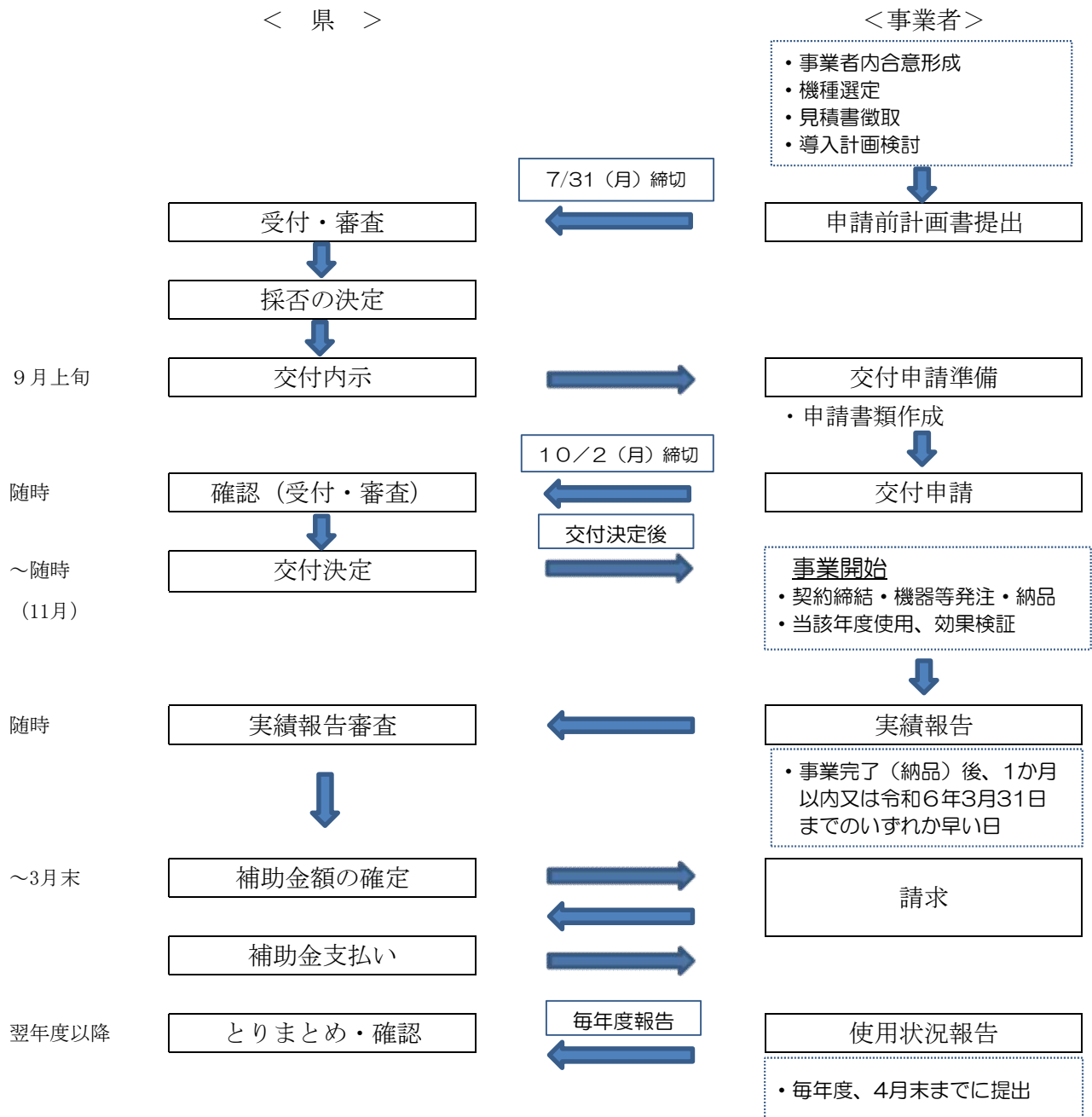
補助限度額	1 事業所当たり 300 万円（※参照）
-------	----------------------

※ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、750 万円を上限とする。なお、介護ロボットの導入と見守り機器の導入に伴う通信環境整備を併せて実施する場合は、750 万円の範囲内で介護ロボット導入の補助額の上限額を 300 万円とする。

別表 5

申請上限数	1 法人当たり 5 事業所
-------	---------------

【手続きの流れ】



【留意事項】

- (1) 予算額を超える応募があった場合は、①「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証事業者、②導入計画が補助率3／4となっている事業者を優先的に採択する他、公平性や補助効果などを考慮の上決定します。
- (2) 当該補助事業は、本年度中（令和6年3月31日まで）に完了（介護ロボット等の納品、支払い）する必要があります。
- (3) 補助金の支払いは、事業者から実績報告の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてからおおむね1か月程度で事業者の指定口座へ入金となります。
- (4) 介護ロボットの使用状況報告については、導入した年度は、別途県で指定する日までに提出してください。その後、導入年度を初年度として3年間は使用状況報告書を提出していただくこととなります。
- (5) 今回の応募で予算額に満たなかった場合は、追加募集を実施する場合があります。